

安全航行7原則

小型船舶の船長の遵守事項

安全航行7原則は過去の事故統計から導き出された安全対策です。
実習参加までに必ず暗記すること。

① 船長の責任

船長が安全航行の全責任を負う。

(**自己操船**: 港や航路などでは、船長が自ら操船する)

② 体調の確認

正常な判断や操縦が出来ない状態で航行してはいけない。

(**酒酔い等操縦の禁止**: 飲酒や薬物の影響下で操船しない)

③ 周囲への配慮

遊泳者や他の水域利用者の安全に対しても配慮して操縦する。

(**危険操縦の禁止**: 生命身体及び財産へ危険を生じさせない)

④ 転落への備え

3点確保で転落を防止し、落水に備えライフジャケットを着用する。

(**ライフジャケットの着用義務**: 全ての乗船者に着用させる)

⑤ 発航前の準備と点検

発航前の準備や点検が事故防止の基本。

(**発行前の検査等**: 安全航行に必要な準備の検査を行う)

⑥ 見張りの実施

素早い危険の察知と早期の行動で事故を防止する。

(**適切な見張りの実施**: 安全航行に必要な見張りを適切に行う)

⑦ 人命救助

船長には人命救助に必要な操縦技術が求められる。

(**事故時の人命救助**: 事故時は人命の救助に尽くす)

ポイント

安全確認

発進するときや、変針、減速、後進などのように、今までの状態から異なる動作を取る時には、その動作によって危険が生じないか、安全確認を十分に行ってから、次の動作をとります。

見張り

衝突事故の主な原因は、「見張り不十分」によるものです。小型船舶の活動水域は沿岸が多く、航行船舶が多いことから、特に見張りの励行が求められます。

見張りの基本

- ①全方向を見る
- ②特定の船舶のみを対象としない
- ③漂泊中や錨泊中も繰り返して行う

見張りの一連の流れ

- ①早期に発見する
- ②相手船の進路、速力の確認
- ③相手船の種類の確認
- ④衝突のおそれがあるかどうかの判断
- ⑤動静監視
- ⑥衝突を避けるための動作
- ⑦動静監視の続行

